二　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
三　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（基本方針）
第三十三条　（略）
2　（略）
3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
（運営規程）
第三十四条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一～八　（略）
九　虐待の防止のための措置に関する事項
十　（略）
（設備の基準）
第三十五条　（略）
2・3　（略）
4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一　ユニット
イ　居室
(1)　（略）
(2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
(3)　（略）
(4)　一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
（削る）
(5)～(9)　（略）
ロ～ニ　（略）
二～四　（略）
5・6　（略）
（サービスの取扱方針）
第三十六条　（略）
2～7　（略）

（基本方針）
第三十三条　（略）
2　（略）
（新設）
（運営規程）
第三十四条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一～八　（略）
（新設）
九　（略）
（設備の基準）
第三十五条　（略）
2・3　（略）
4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一　ユニット
イ　居室
(1)　（略）
(2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
(3)　（略）
(4)　一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i)　十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
(ii)　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
(5)～(9)　（略）
ロ～ニ　（略）
二～四　（略）
5・6　（略）
（サービスの取扱方針）
第三十六条　（略）
2～7　（略）